

山 監 査 第 1 3 1 号
令和6年（2024年）11月11日

地方自治法第199条第7項及び山陽小野田市監査基準第2条第1項第3号の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び山陽小野田市監査基準第16条の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 江 本 勝 一

山陽小野田市監査委員 笹 木 慶 之

- 1 報告内容
別紙のとおり
- 2 報告書提出先
山陽小野田市長及び山陽小野田市議会
- 3 報告書提出年月日
令和6年11月11日

監査結果に関する報告書

地方自治法第199条第7項及び山陽小野田市監査基準第2条第1項第3号の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び山陽小野田市監査基準第13条第1項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別 財政援助団体等監査

2 監査の対象

・財政援助団体 山陽小野田市快適環境づくり協議会

所管部局名 市民部環境課

補助等の金額

令和5年度 協議会運営補助金 468,000円

補助等の目的 市の環境衛生行政の円滑な推進に資するため

3 監査の期間 令和6年9月11日～令和6年10月21日

4 監査の着眼点

事業計画、予算、決算の適正性、補助金に係る帳票、証拠書類、会計書類の保管の適正性等

5 監査の実施内容

令和5年度における山陽小野田市の財政援助に係る出納その他の事務が、補助金等の目的に沿って適切に執行されているかについて監査した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、必要に応じて関係職員から実情を聴取して実施した。

6 監査の結果

団体及び所管部局における財政援助に係る出納その他の事務について監査した結果、概ね良好な事務処理がなされているものと認められた。

また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員等に指摘している。